【乙種防火対象物用】

居酒屋○○消防計画

○年○月○日作成

分及び者に

1 総則

(1) 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、

居酒屋○○の防火管理についての必要事 項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的 とする。 消防計画の適用範囲が建物の一部のみの場

(2) 適用範囲

この消防計画に定めた

適用する。

ア 居酒屋〇〇分

イ 居酒屋○○に勤務し、

合、その部分を記載する。

【記載例】

平面図に示す○○ビル5階から6階までの居

酒屋〇〇の部分

ウその他

(7)

(1) _

防火管理の一部を委託する場合は記載す る。

(3) 管理権原者の責務

ア 管理権原者は、居酒屋○○の防火管理業務 る。

【記載例】

防火管理の一部を委託する○○警備保障

- イ 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与え なければならない。
- ウ 防火塀、内装などの建築物の防火上の構造に係る不備や消防用設備等の不備・欠陥 が発見された場合は、速やかに必要な措置を取らなければならない
- エ 消防用設備等の法定点検〔☑該当 □非該当下 消防法第17条の3の3の規定により、消防用る 告しなければならない。

消防用設備等の点検報告が義務 の対象物は、該当にチェックを入 れる。

才 防火対象物点検報告〔□該当 ☑非該当〕 消防法第8条の2の2の規定は 防火対象物

点検の義務については、共通事 項を参考

防火対象物の点検報告が義務の対象物 (4) 防: は、該当にチェックを入れる。 防力 点検の義務については、共通事項を参考

の業科

べての権限を持つとともに、次

- ア 消防計画の作成(変更)
- イ 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- ウ 火災予防上の自主検査の実施
- エ 消防用設備等の整備及び法定点検の立会い
- オ 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の策定

- カ 増改築、用途変更等を行う場合における消防機関への事前相談
- キ 厨房設備等の火気設備・器具の取扱い及び喫煙管理等の火気の使用、取扱いの指導、 監督
- ク 全従業員に対する防災教育の実施
- ケ 収容人員の適正な管理
- コ 防火管理維持台帳への適切な編冊
- サ 管理権原者への提案や報告
- シーその他
 - (ア) 放火対策の推進
 - (1)
- (5) 従業員が守るべき事項
 - ア 避難施設等に関する留意事項

全従業員は、避難口、廊下、階段などの避難施設が有効に機能するように次の事項を守らなければならない。

- (ア) 廊下、階段及び通路などの避難施設には、避難の障害となる物品を置かない。
- (4) 避難の障害となる物品が置いてある場合は、直ちに除去する。
- (ウ) その他避難に関する施設の維持管理を行う。
- イ 火気使用に関する留意事項
 - (ア) 喫煙管理について常に注意し、終業時等に吸殻の点検を行う。
 - (イ) 喫煙は指定された場所でのみ行う。指定場所以外で喫煙している者を発見した場合、喫煙をやめさせる。
 - (ウ) 火気設備・器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
 - (エ) 火気設備・器具は指定された場所で使用する。指定された場所以外で火気を使用する場合は、防火管理者に許可を得る。
 - (オ) 火気設備・器具を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物の近くで使用しない。
 - (カ) 危<u>险物品(液化石油ガス ガソ</u>リン等、火薬等)は、持ち込まない、持ち込ませない。 該当するものにチェッ
 - (†) < クを入れる。 **入れる**。 **入れる**。 **」**
 - ☑ 厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルター等は定期的に清掃する。
 - ☑ 調理担当者は、火気使用中は、絶対に持ち場を離れない。
- ウ 消防用設備等に関する留意事項

消防計画の適用範囲内に設置されている消防用設備等は、使用又は視認の障害にならないように、維持・管理しなければならない。

エ 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

- (ア) 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき
- (イ) 各種火気設備・器具を新設又は増設するとき

- (ウ) 危険物等を使用するとき
- (エ) その他火災予防上必要な事項

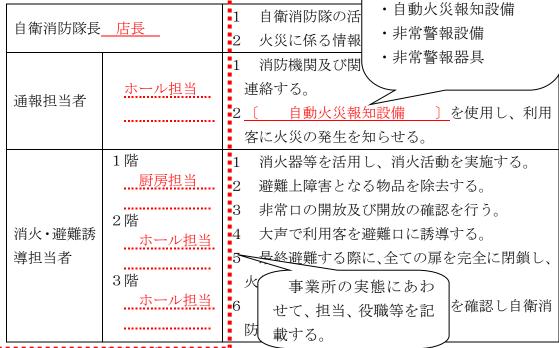
2 災害対策

- (1) 自衛消防活動
 - ア 自衛消防隊には、自衛消防隊長、通報担当者及び消火

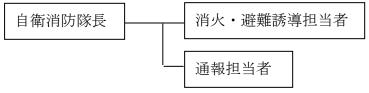
イ・自衛消防隊の編成及び任務は次表のとおりとする。

実際に設置されている 設備を記載する。

【例】



ウ 自衛消防隊の指揮命令系統は次図による。



(2) 火災発生の際の自衛消防活動

自衛消防隊の活動は、別図(自衛消防活動フロー)による。 なお、各隊員は、次に示す基準により行動する。

- ア 自衛消防隊長は、通報担当者に119番通報させ、消火・避難誘導担当者による初期消火及び避難誘導を指揮する。
- イ 通報担当者は、119番通報をする。非常ベルが鳴動していない場合は押しボタンを押し、火災の発生を在館者に知らせる。ぼやで消えた場合であっても消防機関へ通報する。
- ウ 消火・避難誘導担当者のうち、火点の近くにいる者は、付近の消火器等を使用し初期消火を実施する。万一、初期消火に失敗した場合は、避難誘導に加わり、利用客を迅速に避難させる。
- エ 他の消火・避難誘導担当者は、避難の障害となる物品の除去及び客の避難誘導を実

施する。

- オ 消火・避難誘導担当者は、避難した後、逃げ遅れの有無や負傷者の状況を自衛消防 隊長及び現着した消防隊員に報告する。
- (3) 地震発生の際の自衛消防活動

地震発生の際の自衛消防活動は、「2(2)火災発生の際の自衛消防活動」に準じるほか、 次による。

- ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- イ 揺れが治まった時点で、火気設備・器具の近くにいる従業員は、元栓、器具栓を閉 止又は電源遮断を行う。
- ウ 通報担当者は、テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行い、混乱防止を図るた め、必要な情報を店内にいる利用客等に知らせる。
- エ 消火・避難誘導担当者は建物内を見まわり、火災の発生及び負傷者の発生状況を確 認し、自衛消防隊長に通報するとともに自衛消防活動に従事する。

才 避難誘導等

- (ア) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
- (4) 利用客等については、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転 倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (ウ) 避難場所に誘導するときは、避難場所 (〇〇小学校) までの順路について、説明 する。
- (エ) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。
- (オ) 避難場所等に避難する前に、防火管理者は火気設備・器 て点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置

カ その他

管理権原者は、復旧活動時において火災の発生、災害等を を講じる。

最寄りの避難場所を確認 し、記載する。

避難場所については、構成 市町のホームページに掲載 されています。

- (ア) 建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する等の処置 を行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。
- (イ) 事業再開時には、火気設備・器具の破損状況を検査し、安全であることを確認し た後、使用を再開する。

3 火災予防

- (1) 火災予防上必要な施設等の維持管理
 - ア 毎日の火災予防上の検査等

防火管理者は、避難口・通路・階段、防火戸及び消防用設備等について、毎日10 時に別紙1(自主検査等チェック表(日常))により検査し、異常があれば改善する。

イ 定期の火災予防上の検査等

防火管理者は、火気設備等、危険物品等、消防 管理上の構造等について別紙2、3(自主検査等

設備等の点検結果は、総合点 検になります。

また、報告期間にあっては、 共通事項を参考

消防署長に報告する消防用

に1回検査し、異常があれば改善する。その場で改善できない場合は、速やかに管理 権原者に報告する。

- ウ 消防用設備等の法定点検〔☑該当 □非該当〕
 - (ア) 管理権原者は、半年に1回、消防用設備等の法定点検を実施する。 なお、法令点検を設備業者等に依頼する場合は、防火管理者が点検に立ち会う。
 - (イ) 管理権原者は、<u>7月</u>に実施した総合点検の結果を〔☑1年 □3年〕に1回<u>○○</u> 消防署長に報告する。
- エ 防火対象物の点検〔□該当 ☑非該当〕

 - (イ) 管理権原者は(ア)の ค

当にチェックを入れる。

オ 点検等の時期

報告の義務については、共通事項を参考

点検等の実施時期は次表のとおりとする。

| | <u>1</u> 月 | <u>4</u> 月 | <u>7</u> 月 | <u>10</u> 月 |
|-----------------------|------------|------------|------------|-------------|
| 自主検査 (定期) | <u>O</u> | <u>O</u> | <u>O</u> | 0 |
| 消防用設備等の法定点検〔☑該当 □非該当〕 | <u>O</u> | | <u>O</u> | |
| 防火対象物の点検〔□該当 ☑非該当〕 | | | | |

(2) 避難施設の案内

防火管理者は、避難経路図を作成し、出入口付近に掲出するとともに、全従業員に周知する。

- (3) 工事中の防火管理
 - ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の防火安全対策を策定する。

また、工事に伴い、避難施設又は消防用設備等の機能に影響を及ぼすときは、消防機関に相談する。

- イ 工事関係者等の遵守事項
 - (ア) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
 - (イ) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
 - (ウ) 火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。
 - (エ) 危険物品を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
 - (オ) 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。
 - (カ) 工事用のシート等を使用する場合は、防炎物品を使用すること。
- (4) 放火の防止

全従業員は放火を防止するために次の事項を遵守する。

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かないこと。
- イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行うこと。

- ウ 建物内外の整理整頓を行うこと。
- トイレ、洗面所の巡視を定期的に行うこと。
- オ 防火管理者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行うこと。

4 訓練、教育

- (1) 消火・避難及び通報訓練
 - ア 必要な教育の実施内容及び実施時期

災害発生時に備えるための教育は、総合訓練の前に次に示す事項について実施し、 訓練においてその効果を確認する。

- (ア) 引火、発火及び爆発
- (イ) 煙の危険性
- (ウ) 燃焼の条件と一般的な燃焼現象
- (エ) 消火器の位置・使用方法
- (オ) 〔□非常警報設備 ☑自動火災報知設備 □ (方法
- (カ) 誘導灯の役割と避難経路
- (キ) 火災発生時の心理と行動
- イ 自衛消防訓練

自衛消防訓練は総合訓練として毎年1月と7月に実施す

ウ 訓練の安全対策

訓練指導者は自衛消 ため、次の安全管理を

(ア) 訓練実施前 訓練に使用する施

消防用設備等の法定点検の 時期と合わせて実施し、消防 用設備等の使用方法について 確認することが望ましい。

肖防隊員の事故防止等を図る

- (4) 訓練実施時
 - a 訓練実施時において、資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓 練を中止するとともに必要な措置等を講じること。
 - b 手袋、保安帽を装着させるなど十分に安全を確保させる。

エ その他

(ア) 訓練実施の通報

防火管理者は訓練を実施しようとするとき、事前に、自衛消防訓練通知書を○○ 消防署長に提出する。

(イ) 訓練結果の記録

防火管理者は、自衛消防訓練終了後、直ちに実施結果を検討し、以後の訓練に反 映させるとともに、別紙4(訓練・教育実施結果記録表)に記録する。

- (2) 防火上必要な教育
 - ア 従業員への教育

防火管理者は、この消防計画が適用される全ての職員(アルバイト職員及び派遣職

)] の位置・使用

現に設置されている設備に チェックを入れる。

記載されている設備以外の ものがあれば、空白に記載す る。

竹に点検を実施する。

員を含む。)に対し、毎年、 4月に次についての教育を実施する。ただし、人事異 動や新規採用で新たに職員となる者については、その都度必要な項目について実施す る。

- (ア) 火災予防上の遵守事項
- (イ) 安全な作業等に関する基本的事項
- イ 教育結果の記録

防火管理者は、職員への教育の終了後直ちに実 させるとともに、別紙4(訓練・教育実施結果記録

防火対象物の所在地が南海ト ラフ地震対策推進区域内にある 場合は該当にチェックをいれる。 南海トラフ地震対策推進区域 については共通事項を参考

5 その他

- (1) 南海トラフ地震防災対策推進地域〔□該当 2非該当〕 南海トラフ地震防災対策は、別添南海トラフ地震防災規程のとおりとする。
- (2) 防火管理業務の一部委託 [□該当 ☑非該当]

ア 受託者の名前及び住所並びに受託者の行 ては、別紙5 (防火管理業務の委託状

★管理業務の範囲及びその方法につい

イ 受託法人、防火管理業務従事者、以

(ア) 委託を受けた法人は、受託した防 防火管理業務に従事する従業員が削 当該防火管理業務従事者が、業務を、況) に記載する。

防火管理業務の一部委託 している場合、該当にチェ

ックをいれて、詳細を別紙「任を負うほか、

5 (防火管理業務の委託状 与えるとともに、

爰すること。

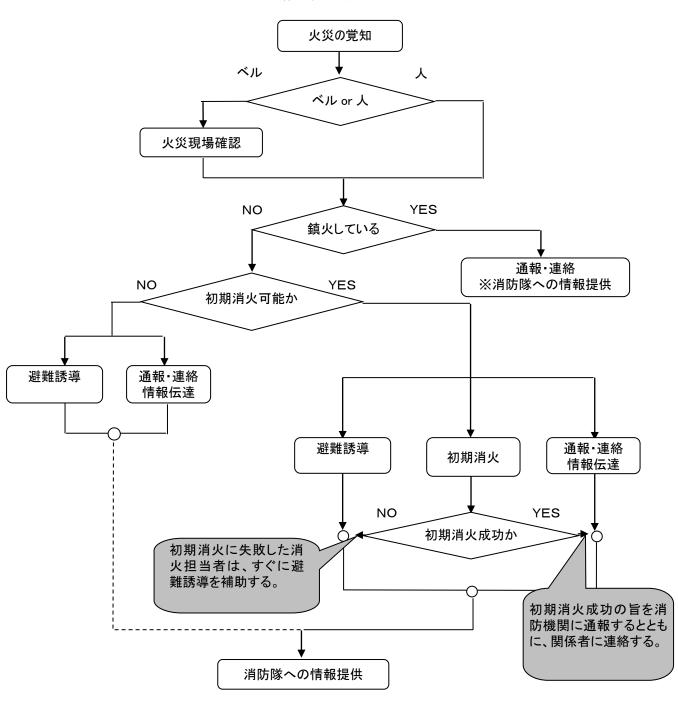
- (4) 委託を受け防火管理業務に従事する従業員は、受託した防火管理業務について定 期に防火管理者に報告するとともに、自らの権限に基づき可能な限りの措置を講じ、 防火管理者及び管理権原者に対して必要な要請を行い、受託した範囲について確実 に防火管理業務を行う責任を有する。
- (ウ) 防火管理者及び管理権原者は、委託を受け防火管理業務に従事する従業員からの 要請に対して、的確に対処する。
- (3) 消防機関との連絡

防火管理者又は管理権原者は、次表の届出等の時期の欄に掲げる事項を実施する際又 は事案が発生した際は、○○消防署に種別の欄の通報、連絡又は届出を行う。

| 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 |
|-------------------------------------|--|-------|
| 防火管理者選任(解任)届出 | 防火管理者選任(解任)届出 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき | |
| 消防計画作成(変更)届出 | 消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき a 自衛消防組織の大幅な変更 b 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備 等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造 の維持管理に関する事項の変更 c 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更 | 防火管理者 |
| 訓練実施の通報 | の通報 自衛消防訓練を実施するとき | |
| 消防用設備等点検結果報告 〔 ☑該当 □非該当 〕 | <u>1年</u> に1回(総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書) | 管理権原者 |

| 防火対象物点検結果報告 〔□該当 ☑非該当〕 | 1年に1回 | 管理権原者 |
|---------------------------|--|-------|
| その他 (消防法令により義務づけられている届出等) | 用途の変更、増築などを計画するときは事前相談を行う。 消防法令に定める届出事項等に該当する事案が発生したとき (例) | 管理権原者 |

自衛消防活動フロー



〇通報・連絡 消防機関に火災発生の通報をするとともに、関係者に連絡する。

〇情報伝達 利用客を避難誘導するとともに、自衛消防隊員に必要事項を伝達する。

〇避難誘導 大声で利用客を避難口に誘導する。

〇初期消火 消火器等を活用し、消火活動を実施する。

自主検査等チェック表(日常)

| | | | <u> </u> | | | <u> </u> | | | | |
|------|-------------|---|----------------|----------|----------|----------|-----------------|------------|------|------|
| 実施 | 責任者 | 台前 | | 検査(点検)区域 | k | | | | _ | |
| 実施 | 目 | | | 月日() | 月 日() | 月日() | 月日() | 月日() | 月日() | 月日() |
| | | 実施項目 | 確認場所 | 確認状況 | 確認状況 | 確認状況 | 確認状況 | 確認状況 | 確認状況 | 確認状況 |
| | 避難障が下、害 | \mb ## → | ○○側出入口 | -1- () | | | | | | |
| | | 避難口 | ○○側出入口 | 実態 | に合わせて | 記入してくが | ささい。 | | | |
| | | 廊下、避難通路 | ○○廊下 | 例)〇 | 〇側出入口 | → 本館 | 1 階南側出 <i>7</i> | | | |
| | 障害 | IN 广、 | ○○内通路 | |) 〇廊下 | → 1階 | 南東廊下 | | | |
| 物 | | 階段 | ○○階段 | | 〇内通路 | | | 备 路 | | |
| 品 | | | ○○階段 | | | 24.1. | 70 117 20 30 20 | | | |
| 0) | | 消火器(有無) "(配置) | | | | | | | | |
| 放 | 操作障害等 | 〃 (配置) | | | | | | | | |
| 置 | | 非常警報設備(操作障害) (□該当 図非該当) 自動火災報知設備(電源等ツイッチ、操作障害) (図該当 □非該当) | 該当する音 を入れる。 | 『分にチェック | 77 | | | | | |
| 失火防止 | ŧ | 湯沸器、コンロ等の周辺の可燃 物 | | | | | | | | |
| | 火 防 止 | 吸殻の処理 | _ | | | | | | | |
| | | 終業時の火気の確認 | _ | | | | | | | |
| | | 共用部分の可燃物の有無 | _ | | | | | | | |
| | | 備考 | | | | | | | | |

自主検査等チェック表 (定期その1)

| | 実施項目 | 実施項目及び確認箇所 | | | |
|-----------------|-------------------------------------|---|------|--|--|
| 建 | | ・ | | | |
| 物 | | 該当する部分にチェック | | | |
| 構 | | を入れる。 | | | |
| 造 | | | | | |
| 防 | | ・外壁の耐火構造等に損傷はないか。 | | | |
| 火 | | 2外壁の近く及び出入口の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 | | | |
| 設 | | 3 出入口は円滑に開閉できるか。 | | | |
| 備 | | | | | |
| | (1) 廊下・通路 | □有効幅員が確保されているか。 | | | |
| | (a) mirm | □ 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ | | | |
| \n . | (2) 階段 | ①手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 | | | |
| 避 | | ②階段室の内装は不燃材料になっているか。 | | | |
| 難 | | ■階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 | | | |
| 施 | | ②非常用照明がバッテリーで点灯するか。 | | | |
| 設 | (3) 避難階の避難口(出入口) | → 扉の開放方向は避難上支障ないか。 | | | |
| | | ②避難雇の錠は内部から容易に開けられるか。 | | | |
| | | ②避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 | | | |
| ⊨ | (1) 同日初進 - ジューン | 遊離難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 | | | |
| 火 | (1) 厨房設備、ガスコンロ、湯沸器 | 可燃物品からの保有距離は適正か。 | | | |
| 気 | 〔☑該当 □非該当〕 | ・ 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 | | | |
| 設 | | ●ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 | | | |
| 備 | | | | | |
| | | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | | |
| 器 | | | | | |
| 具 | [□該当 ☑非該当] | ●自動消火装置は適正に機能するか。 ● 1.5 円間以供売間になって、 | | | |
| ⊩ | (1) 変電設備 | ②火気周囲は整理整頓されているか。 | | | |
| 電 | 「□該4 □北該4〕 | ●電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ●本の事件の用用に可怜かる思いていない。 | | | |
| 戾 | | ●変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ■ の水乗動性に関充 温熱けないな | | | |
| 設 | | ●変電設備に異音、過熱はないか。●タコ足の接続を行っていないか。 | | | |
| 備 | (4) 电从键式 | ● ② 計容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 | | | |
| | (1) 少量危険物貯蔵取扱所 | ・ | | | |
| 危 | | | | | |
| 険 | | 型掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | |
| 物 | | ■ 検え成価は適正に機能しているか。 ■ 容器の転倒 、落下防止措置はあるか。 | | | |
| 施 | | • | | | |
| 設 | | り整理清掃状況は適正か。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | |
| | ● 国内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 | | | | |
| 4 | | | 里者確認 | | |
| | 構造関係 | 年月日 火気設備・器具 年月日 | | | |
| | 防火関係 | 年月日 電気設備 年月日 | | | |
| | 遊離関係 | 年 月 月 合除物施設 年 月 月 | | | |

(備考) 不備・欠陥がある場合には直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備 △…即時改修

自主検査等チェック表(定期その2)

| 実施設備 | | 確認箇所 | | 検査結果 |
|--|-------------------------------------|---|-------------|------|
| 消火器 ☑ 該当 □非該当 (年 月 日実施 | ③安 なる | 数当する部分にチェック へれる。 | いか。 ないか。 | |
| 非常警報設備〔 <mark>□該当 ☑</mark> (年 月 日実施 | (a) lm > 182 = | | がないか。 | |
| 誘導灯〔 <mark>☑該当 □非該当</mark> (年 月 日実施 |] (2) 誘導灯の周囲 (3) 外箱及び表: か。 | (1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。(2) 誘導灯の周囲には、衝立、ロッカー等により視認障害となっていないか。(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。(4) 不点灯、ちらつき等がないか。 | | |
| 自動火災報知設備〔 <mark>☑該当</mark> (年 月 日実施 | | ッチは、ベル停止となっていないか。]仕切り変更による未警戒部分がないた 1、変形、脱落はないか。 | | |
| <u>(</u> (年 月 日実施 | ·\ | 記載されている設備以まるのがあれば記載する。 | 外 | |
| 検査実施者名前 | ī | 防火管理者確認 | | |

(備考)不備・欠陥がある場合には直ちに防火管理者に報告します。(凡例) \bigcirc : 良 \qquad \times : 不備・欠 \qquad \triangle : 即時改修

訓練/教育実施結果記録表

| 実施日 | 年 月 日 |
|---------------|--|
| 実施場所 | |
| 実施範囲 | |
| 対象者及び 参加人数 | 1 従業員 人 2 自衛消防隊 人 3 火元責任者 人 4 その他 人 () |
| 実施内容 | # |
| 使用設備等 | ・消火器 ・避難器具 ・警報設備 ・排煙設備 ・その他(|
| 所感 | |
| 記録者 | |

防火管理業務の外部委託があれば、その内容を記載する。

別紙5

防火管理業務の委託状況 (年月日現在) 方式)

(

| 防火対象物名称 | |
|---|--------------------------|
| 管理権原者名前 | |
| 防火管理者名前 | |
| 受託者の名前及び住所 法人にあっては名称及び主 たる事務所の所在地 | 名前(名称) 住所(所在地) TEL |
| | 担当事務所 TEL |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲 | |
| 受託者の行う防火管理業務の方法 | |